

○東大阪都市清掃施設組合財務に関する条例の暫定措置に関する条例

昭和40年11月8日

東大阪都市清掃施設組合条例第9号

改正 昭和42年2月1日条例第4号

第1条 この条例は、本組合の財産、契約その他財務に関する条例が制定されるまでの間の暫定措置について必要な事項を定めるものとする。

第2条 本組合の財産、契約その他財務に関する事務の執行については別に定めがあるもののほか、東大阪市の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月4日から適用する。

附 則（昭和42年2月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。